令和5年度さいたま市社会福祉審議会議事録

1 日 時 令和 5 年 5 月 1 2 日 (金) 10 時 00 分開会 11 時 45 分閉会

2 場 所 ときわ会館 5 階 大ホール

3 出席委員 井原 弘美 大麻みゆき 大木 洵人 小野寺信夫 梶川 義人 加藤シゲヨ (五十音順 岸田 鈴木 英善 関根 隆俊 誠 小谷野俊啓 須田あかね 高原 康子 根本 淑枝 敬称略) 武田ちあき 田中 孝之 永冨加代子 野口 英世 野口 良輝 馬場 広美 保坂 由枝 松村 澄子 山﨑 秀雄 山本 光亮 依田 博之 以上24名

4 欠席委員 阿部 江原 悦子 亀井 隆司 岡村 正美 尾崎 木村 和孝 修 康 (五十音順 栗原 鈴木 崇晃 久保村康史 保 清水 高野 直美 萩原 淳子 浩 敬称略) 濱田 浩 播磨 高志 半田 達也 松本 雅彦 柳垣 秀徳 山中 冴子 若杉 直俊 以上19名

5 出席職員 清水 勇人 市長 池田 喜樹 子ども未来局長 竹内 善一 福祉局長 阿部 晴光 子ども育成部長

山口 明美 福祉局理事(総合調整担当) 五島みゆき 子育て未来部長

若林 学 福祉局副理事(地域共生担当) 黒田 安計 子ども家庭総合センター所長

吉田 亀司 生活福祉部長 工藤 賢一 総合療育センターひまわり学園所長 兼山 和夫 長寿応援部長 髙橋 格 子ども政策課長

西渕 亮 障害福祉部長 竹澤 幸雄 子育て支援課長

竹内 成仁 福祉総務課長 石川 学 幼児・放課後児童課長

古田 久和 生活福祉課長 千葉 三文 のびのび安心子育て課長 大久保貴至 監査指導課長 柴山 重信 保育課長

清宮さと美 国保年金課長 林 勝弘 保育施設支援課長

矢田部幸二 高齢福祉課長 野田由美子 子ども家庭総合センター総務課長

岩瀬伸一郎 いきいき長寿推進課長 米山 一則 北部児童相談所長

石渡 友邦 介護保険課長 長澤 和哉 南部児童相談所長

田中 裕二 障害政策課長 向山 晴美 子ども家庭総合センター子ども家庭支援課長

五中 俗一 障舌以来味及 - 四田 明天 丁゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚

黒須 雄児 障害者更生相談センター所長 細川 史香 総合療育センターひまわり学園医務課長

小泉 秀幸 障害者総合支援センター所長 八木田直樹 総合療育センターひまわり学園育成課長

高山

増田 和彦 東部療育センター開設準備室長

充 総合療育センターひまわり学園総務課長

矢野間貴広 療育センターさくら草所長

6 傍 聴 人 0名(定員5名)

杉井伊豆美 障害福祉課長

7 内 容

- 1 開会
- 2 挨拶

さいたま市長 清水 勇人

委員出席状況

委員43名中24名の出席により会議が成立

3 さいたま市社会福祉審議会について

資料1により、さいたま市社会福祉審議会の概要について説明[福祉総務課長]

4 議事

- (1) 令和4年度さいたま市社会福祉審議会各専門分科会審議状況等について 資料2により、各専門分科会長、職務代理委員又は分科会所管課長から審議状況等の報告
 - ① 民生委員審查専門分科会 報告 [分科会会長]
 - ② 障害者福祉専門分科会 報告 [障害福祉課長]
 - ③ 高齢者福祉専門分科会 報告 [分科会会長]
 - ④ 地域福祉専門分科会 報告「分科会会長」
 - ⑤ 児童福祉専門分科会 報告 [子ども政策課長]
 - ⑥ 児童虐待検証専門分科会 報告 [子ども政策課長]
 - (7) 特定教育・保育施設等重大事故検証専門分科会 報告「子ども政策課長]

<質疑応答>

(梶川委員長)

この報告内容について、事前にご質問を承っております。 まず小野寺委員。

(小野寺委員)

まず、資料の4ページと5ページですが、前回の会議の中でも、色々な専門分科会で議論をした結果、 どのような成果があったのかということを記述してほしいという意見を申し上げました。

その結果、4ページの地域福祉専門分科会は、「議論を踏まえて追記をしました」といったように、 分科会の成果が分かる記載になっております。ただ、残念ながら私が所属している高齢者福祉専門分科 会は、色々な議論があって委員から建設的な意見も多く出たのに、それらが記述されていないのが残念 だと感じています。

具体的な結果を追記することが難しくても、将来の計画に取り込んでいくことを検討したいとか、そのようなことを記述するだけであっても認められると思います。

審議会での議論は、市民の方が確認できるようにするということが大切だと思っていますし、それが 審議会としての存在意義でもあると考えています。きちんとした審議をして、その結果を市民の皆様に PRするということも重要ですから、敢えて意見として発言させていただきました。

(梶川委員長)

ありがとうございました。この点については、事務局から何かありますでしょうか。

(高齢福祉課長)

高齢福祉課長でございます。

ただいまいただいたご意見に関してですが、令和4年度に開催いたしました高齢者福祉専門分科会の審議につきましては、第8期高齢者福祉計画の進捗報告及び令和5年度に行う第9期計画の関係が議論の中心でございましたので、その旨を資料に記載させていただいておりましたが、御指摘のとおり分科会においては多くの貴重な御意見をいただきましたので、いただいた御意見を今後の計画策定や事業実施に生かしていくのはもちろんのこと、いただいた御意見をどのように計画に反映するのか、どのような方向性で事業を進めるのかといったことも審議結果に記載するよう見直してまいります。

(梶川委員長)

ありがとうございました。それでは質疑を続けたいところではあるのですが、実はこのあとの議題では事前の質問を多く頂戴しておりますので、時間の関係でなかなか議論を深めることができません。ただいまの小野寺委員の御発言をもって質疑はここまでとして、先ほど事務局から説明がありましたとおり、各分科会での決議をもって、この審議会での決定とすることとされていますので、各専門分科会での決議については、ただいまの報告をもって了とすることで、皆様よろしいでしょうか。

(依田委員)

ここまでは各分科会の報告に関することだけということで、資料3については、またあとで発言の機会があるという理解でよろしいのでしょうか。

(梶川委員長)

そのとおりです。今は資料2に関する部分ですね。

(依田委員)

私は資料3に関しても事前に質問を提出していませんので、発言の機会がないと困るなと思ったものですから確認しました。もし、時間が限られているのであれば今発言したいのですが。

資料3のところで御意見を伺いますので、大丈夫です。

- (2) 令和5年度さいたま市福祉施策の主要事業について
 - 資料3により、令和5年度さいたま市の福祉施策主要事業の概要及び予算額について説明
 - ①福祉局生活福祉部の主要事業の説明 [福祉総務課長]
 - ②福祉局長寿応援部の主要事業の説明 [高齢福祉課長]
 - ③福祉局障害福祉部の主要事業の説明 [障害政策課長]
 - ④子ども未来局子ども育成部の主要事業の説明 [子ども政策課長]
 - ⑤子ども未来局子育て未来部の主要事業の説明「幼児・放課後児童課長]
 - ⑦子ども未来局子ども家庭総合センターの主要事業の説明 [子ども家庭総合センター総務課長]
 - ⑧子ども未来局総合療育センターひまわり学園の主要事業の説明 [総合療育センターひまわり学園総務課長]

<質疑応答>

(梶川委員長)

ありがとうございました。説明が終わりました。

それでは事前に質問をいただいている委員の方から順に質疑をいただきたいと思います。 まずは、大麻委員。

(大麻委員)

資料3の6ページです。高齢者等の移動支援事業というのは、確かモデル地域で実施している事業と聞いていましたが、免許返納者や歩行が困難な高齢者も多くなってきている中で移動支援のニーズはとても大きいと思っています。もっと多くの地域で実行していけるとよいと思っていると前々から申し上げていて、この事業の今年度の予算としては少ない状態になっていますので、事業の縮小になっているのでしょうか。

(高齢福祉課長)

本事業は、日常生活を送る上での外出が困難な高齢者等に対し、買い物や通院等、移動の支援を行う地域の団体等に対して補助金を交付するもので、補助金の上限額は30万円となっております。補助金上限額での交付となる地区はあまりなく、これまでの実績を踏まえて令和5年度予算額は令和4年度と比べて減ってはおりますが、令和5年度は事業実施地区を令和4年度の5地区から更に増やして10地区での実施を目標に取り組んでまいります。

(大麻委員)

事業自体があまり市民の皆様に知られていない。私たち地域が事業の主体なので、もっと活動しなければいけないということなのかもしれませんけれど、5地区から10地区となったわりには、予算はこのぐらいでということなのでしょうか。

事務局は何かコメントがありますか。

(高齢福祉課長)

繰り返しになりますが、これまでの交付実績を踏まえまして、予算額としては減っておりますけれども、交付上限額での交付となる地区がなかなかないという状況ですので、今回は190万円という予算ではございますけれども、10地区に増えても十分やっていけると考えております。

(梶川委員長)

それでは続きまして、小野寺委員、お願いします。

(小野寺委員)

福祉施策の主要事業についての全般的なことに関する意見なのですけれども、令和4年度の実施結果の評価、これを部単位でしていただきたいというお願いです。

これがないと、次の年の予算をどう考えていくのか、その根拠がまったく分からないということになりますので、前年度に実施した事業については、できたこと、できなかったこと、計画との差異ですね、それを必ず明らかにしてもらいたい。

それから、様々な環境変化に対して、どのような課題意識を持っているのか、これらを踏まえた上で、 次年度の予算ができているのだということをきちんと示していかないと、予算の論理性がないので、 我々も納得できないのですよ。

その点を踏まえた上で、令和5年度の予算はこう立てたのだということを是非整理していただきたい。

これは部単位で結構です。施策単位だと非常に細かくなりますので、特に重要な施策について、部単位で大きな方針としてお示しいただきたいというのが1点目のお願いです。

2つ目は個々の予算の整合性について、きちんと整理をしていただきたいということです。前年度から続けている継続的な事業については、これまで実施したことをベースとして、次年度はどのように予算を組むのだというこれまでの成果からくる整合性と、新たな計画を前年度にプラスしていく場合には、どのような論拠をもって積み上げを行ったのだという論理性。最後が、予算を執行する上での体制なりシステムができているかという観点での整合性です。妥当性といったほうがよいのかもしれません。予算を使うための体制なりシステムが整っているから、必ずこの予算は使い切ることができるということです。予算を立てた以上は、必ずそれを使っていくということが求められると思われます。

以上申し上げた3つの観点を踏まえて、このような審議会の場で明らかにしてただきたい。予算については、予算関係の審議会を経て最終的には決定されるものなのでしょうし、そういった場では当然今申し上げたようなことが審議されているのだと思いますので、この審議会でもお示しいただきたいと思います。

そうしないと、先ほどのご質問にも重なりますが、「なぜこんな金額なの?」「予算と決算額がずいぶん違うのだけれども、なぜこうなの?」という疑問が湧いてくる。それらを踏まえずに予算はこうですという話だけしたら、それはやはり変ですよね。

やはり、この事業にはこのような課題があって、この課題を克服するために、こういう事業が検討できて、だから次年度はこの予算なのですと、こういう積み上げでこの予算を作っているのですという論拠がないと、根拠のない予算とも見られることにつながりかねませんので、是非市民の皆様にも理解していただけるような予算編成を行ってもらいたいと思います。

(梶川委員長)

ありがとうございました。かなり全般的なことに対する御意見で、この場でただちにどうということもなかなか申し上げられないのですが、今後事務局で受け止めていただいて反映していけるかどうか、 今後の宿題としてお持ち帰りいただいて、今後対応していければと思います。

続きまして、小谷野委員。

(小谷野委員)

資料3の23ページです。No,1の新療育センターの整備なのですが、市内東側に療育施設が不足しているということは以前から問題として認識しておりまして、この予算額から考えますと、新療育センターの具体的な内容が決まってきたのかと思いますので、それをお示しいただきたい。また、その場合の医療連携等がどうなっているのかについても併せてお知らせいただきたいと思います。

(東部療育センター開設準備室)

新療育センターの概要についてですが、岩槻区府内にございます府内別館を活用し、令和6年2月1日開設を目指して準備を進めているところでございます。

新療育センターは、発達障害児と肢体不自由児を対象としており、診療科としては小児科、整形外科、 リハビリテーション科の設置を予定しております。

続きまして、医療連携につきましては、障害のあるお子さんが、地域にある医療機関で相談や診断を受け、身近な地域で適切な療育が受けられるよう、岩槻医師会と連携を図ってまいります。

(小谷野委員)

ありがとうございます。受入人数等は決定しておりますでしょうか。

(東部療育センター開設準備室長)

初診1年間でおおむね150人程度を予定しております。

(小谷野委員)

そのうち、療育的にケアしていく人はどれくらいでしょうか。施設のキャパとして。

(東部療育センター開設準備室)

肢体不自由のお子さんに関しては、リハビリテーション科もございますので、継続的な療育を受けていくことになります。発達障害の関連につきましては、ひまわり学園やさくら草と若干体制を変えておりまして、地域にある療育施設と連携をしながら、療育を行っていくことを考えております。

続きまして、鈴木英善委員。

(鈴木(英)委員)

私から4点。一つは意見、3点は質問です。

まず意見ですが、資料3の2ページのNo,5、9ページのNo.16、それから23ページのNo.5、これらはいずれもヤングケアラーに関することでございます。

まず、ヤングケアラー啓発事業、今年度は400万円の計上、次がヤングケアラーの電話相談の実施で1,700万円、それからヤングケアラーへの支援、具体的にはヤングケアラーの周知、関係職員の研修会等で2,300万円、3つ併せて4,400万円の計上となっています。令和4年は、啓発事業だけで確か約400万円の計上でした。そういう意味では、非常に全体としてヤングケアラーに対する予算付けが実ってきたと感じています。

政令指定都市の中の随一の実績のあるこのヤングケアラー関係の業務については、地域福祉専門分科会で議論してきた保健福祉総合計画の中にも掲げているものです。

意見としては、周知と推進をお勧めしたいということです。政令指定都市の中でも非常に前向きに取り組んでいる我が市としては、引き続き応援したいという気持ちでおりますので、行政の方から何か御意見があったらいただきたいのですが。

(福祉局副理事(地域共生担当))

ヤングケアラーに関して、貴重な御意見をありがとうございました。昨年7月にケアラー支援条例が施行されて以降、ケアラー電話相談やヤングケアラー訪問支援事業を新たに実施するなど、様々なニーズに対応できるよう全市的に取り組んでまいりました。今後も引き続き必要な支援を実施するとともに、支援を必要としているケアラー・ヤングケアラーの皆様が適切な支援につながるよう周知・啓発に努めてまいります。

(鈴木(英)委員)

次に、資料3の8ページ、No.15の東楽園再整備事業です。これは令和6年度完成予定と伺っておりますが、いよいよ本格的な工事が始まるのだと思います。コメントをいただける範囲で、完成までの総予算と全体感をお教えいただきたいと思います。

参考までに、令和2年の8月に田中委員が東楽園に関する質問をされています。このときは、土地の 取得費が計上されていたときでしたが、田中委員の御意見にも参考になる部分があろうかと思います。

(高齢福祉課長)

東楽園再整備事業につきましては、令和7年4月1日のグランドオープンに向けて現在建設工事を進めているところです。完成までの予算についてですが、令和4年度から令和6年度の建設工事費といたしましては約55億円を見込んでおります。新たに整備する施設ですが、温浴施設や機能回復施設といった老人福祉センターとしての諸機能のほかに、温水プール、屋内運動場といった新たな機能を拡充し、

多世代で利用できる施設にしていきたいと考えております。

(鈴木(英)委員)

西楽園という施設もございまして、それとの比較が言われますが、高齢者の皆様のために充実した施設になるように引き続きお願いしたいと思っています。ありがとうございました。

次に、資料3の7ページ、No,10シルバー人材センター事業に関してでございます。高齢化が進む中、 社会参加意欲のある高齢者を育てることが課題であると思いますが、令和5年度予算が前年比半減でよ いのでしょうか。

(高齢福祉課長)

シルバー人材センター事業に係る予算が減額となった理由ですが、シルバー人材センターとの協議により、令和5年度からシルバー人材センターに対する貸付金1億5,000万円がなくとも運営が可能との結論に至ったため、大幅な減額となったものです。

(鈴木(英)委員)

事業自体は推進していくということでよろしいわけですね。

(高齢福祉課長)

事業自体の縮小ということではございませんので、今後も高齢者の就業や活動機会の確保、生きがい の充実等が図れるよう事業を進めてまいります。

(鈴木(英)委員)

ありがとうございます。

最後に、資料3の3ページ、No.8糖尿病重症化予防対策事業です。高齢者の健康にとって非常に重要な課題だと思います。予算が前年比4割減ということで、これには何か理由があるのでしょうか。

(国保年金課長)

こちらの事業は、県内52市町の共同事業として、埼玉県国保連合会が市町村国保を取りまとめて業者に委託をして実施しているものです。事業費については、国保連合会からの請求に基づいて分担金として支払っております。

今年度の予算が減額となった理由についてですが、国保連合会が行う委託契約の見直しにより、契約 金額が減額となりまして、それを受けて市町の分担金も減額となることによるものです。

事業の内容等につきましては、これまでと変更ございません。

(鈴木(英)委員)

ありがとうございます。非常に大事な課題だと思っていますので、引き続き推進の程よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。 続いて、保坂委員。

(保坂委員)

昨今、福祉人材が不足しておりまして、ケアマネ不足、ヘルパー不足によってなかなかサービスが決まらないということが起きています。

16ページには保育人材の確保対策という事業がありますが、高齢者の方にはこのような事業は掲載されていません。今後実施を考えられているのかどうか、お聞きしたいと思います。

(介護保険課長)

介護における人材確保についてですが、処遇改善ですとかケアプラン作成の効率化のほか介護の仕事の魅力の発信が重要だと考えています。

今回の資料は主要事業のみの掲載になっていることから掲載しておりませんが、介護の魅力発信事業として、56万8千円の予算を確保しております。ただ、この3年は新型コロナウイルスの関係で開催できておらず、協力をいただいている介護事業者団体等とも相談しましたが、公立施設を含めて多くの介護に関わる方に参加していただいているものですから、今年度も開催は難しいだろうという状況です。今後は、別の形で開催できるよう方法などを検討中です。

また、今年の1月25日ですが、本市やハローワーク主催で福祉分野の合同面接会も開催しました。 また、今年の6月から7月に開催される外国人介護人材と助成金活用セミナーが開催されることから、 本市も周知に協力しております。

今後は、埼玉県労働局等のノウハウのある機関と連携した介護人材の確保に努めてまいりたいと考えております。

(保坂委員)

分かりました。ただし、地域の無資格の方がヘルパーとして働きたいと思ったときには、8万円から 10万円くらいの結構高額な講座受講料が発生しております。

資格がないと働けないのに、40歳代くらいの方だと子育てやローンを抱えていらっしゃって、資格と取りたくても取れないという方が発生していると思われますので、そのような人材費用としての人材確保事業も検討していただきたいと思います。

(梶川委員長)

ありがとうございました。それでは依田委員。

(依田委員)

私は高齢者福祉専門分科会に所属しておりますが、最初の分科会報告の中で小野寺委員から発言がありました。この小野寺委員の発言は今回初めてではなくて、前回もお話しがあったわけです。今後は本腰を入れて対応していただきたいと思います。

私が分科会で発言している高齢者福祉に関する意見は除外して、その他の問題について発言をさせていただきます。

第1点は、子育てを巡っての問題ですが、さいたま市は61箇所の保育所を半減させるという計画を進めています。民間は現在223園、合わせると284園となります。これを半減させるということになりますと、全体の保育園に対する公立保育園の割合は21.4%ですが、10.56%になってしまいます。つまり90%近い、大半の保育園が民間の経営になるということでございます。

今年は、認可保育園を希望しても入れなかった人は、昨年と比べて471人も増えておりまして、トータルで2,523人に上っております。去年もこの問題も取り上げましたが、去年は申請書を出した方の5人に1人は入れなかったのです。地域でこのような状態が続いているというのは問題かと思います。

そういう状況の中で、公立保育園を半減させるということになっているわけです。既に産休明け保育の実施園が10箇所減らされましたし、0歳児童の受入を行っている9つの保育所も減らされました。 更に今年度は中央区の4つの保育所を2つに統廃合するということになっております。

公立保育園というものは、これまで0歳児保育であるとか延長保育であるとか、より良い保育を提供して、子どものための保育環境を守って、保育の質を高める役割を積極的に果たしてきたと思っているのですが、先ほど申し上げたとおり、半減という市の計画はそうした公立保育所の持っている良いところを帳消しにしてしまうということだろうと思います。

私は、公立保育園の半減計画は見直して、保育の質の向上、待機児童 0 にするための策を恒常的に実施するべきだと考えております。この点については先ほども申し上げたとおり、入所できない児童であるとか、あるいは全体の保育園の数ですとか、そういった実態に立った改善を全面的に求めていきたい。ここに雑誌「世界」の5月号があるのですが………。

(梶川委員長)

依田委員、少しお話しを整理していただかないと、なかなか議論ができないと思うのですが。

(依田委員)

私は、個別の事業の話ではなく、総合的な子どもの問題について議論をしています。

(梶川委員長)

社会福祉審議会は社会福祉法で規定された諮問委員会ですから、諮問されたことに対して審議をするのであって、自由闊達に議論する場ではないのですが。

(依田委員)

資料に反映されていないことで重要な福祉問題があれば、当然議論すべきだと考えます。

この審議会で何を議論するのかということは非常に重要な問題ですので、それを除外してしまったら 審議会が成立しないのではないでしょうか。

この審議会は諮問委員会です。

(依田委員)

その点について、改めて強調させていただきます。

次に、生活保護の問題ですが、御承知のとおり3月29日にさいたま地裁が生活保護の支給基準を引き上げるのは憲法違反だという判決を出しました。この点について……。

(梶川委員長)

依田委員。議題から完全に外れています。

(依田委員)

これから議題に結びつけますから大丈夫です。

(梶川委員長)

では、簡潔にお願いいたします。

(依田委員)

ということで、今生活保護の問題が非常に重要視されていますけれども、大切なのは生活保護の受給 状態が、さいたま市の場合相当下降しているのではないかということです。例えば………。

[何事か言う者あり]

(梶川委員長)

はい。依田委員、大変申し訳ないのですが、閉会予定時間をもう過ぎておりますので、今のお話は別の機会に個別になさっていただくというわけにはまいりませんか。

(依田委員)

大切な福祉問題ですから、社会福祉審議会で発言してもいいのではないですか。

(梶川委員長)

福祉問題として大切かどうかという一般論を論じているわけではないのですが。

(依田委員)

これは、生活保護の支給の問題ですから具体論です。

(梶川委員長)

それは、本日の議題にはなっていないのです。

(依田委員)

だとしたら議題に載せるべきです。

(梶川委員長)

議題に載せるべきか載せるべきでないかは、この場で議論することではありません。

(依田委員)

問題だと思うから発言しているのです。

(梶川委員長)

委員が個人的に問題だと感じるかどうではなくて、社会福祉審議会の委員としての役目を果たしていただきたいのです。

(依田委員)

その役目の立場として発言しています。

(梶川委員長)

そうだとしたら、逸脱しています。

(依田委員)

そのような断定をしてはいけないと思います。この審議会は、福祉に関する全体的で様々な問題を議論するべきだと思います。

(梶川委員長)

それは、委員の個人的な意見であって、諮問委員会としての役割を逸脱しています。

(依田委員)

そうは思いません。どのような意味で逸脱しているのか根拠を示してください。

(梶川委員長)

社会福祉法第7条第2項で、社会福祉審議会は諮問委員会であると明記されています。 諮問委員会は、事務局から議題として諮問されている事項について議論する審議会です。

「何事か言う者あり〕

(依田委員)

生活保護の問題については、窓口での扶養照会の問題もありますが、これも厚労省の通達を厳守して、 扶養照会が生活保護を受給する上での障害にならないようにすべきだという点も申し上げておきたい

と思います。

なお、私の発言が審議会のテーマかそうでないかということに関して言えば、テーマにはなっていないとは思いますが、重要な福祉政策に対する意見ですから、これについては当然反映できるよう市が努力すべきだと私は考えています。以上です。

(梶川委員長)

では、ここまでとさせていただきます。

(3)その他

特に意見はなし。

6 閉会